度会町電気自動車充電設備設置事業　仕様書

１．事業の名称

度会町電気自動車充電設備設置事業（以下「事業」という。）

２．事業の目的

本町は令和６年９月に、「６町の地域連携で人材や資金を呼び込む！中山間地域一体の脱炭素・資源循環プロジェクト」というテーマで、環境省の脱炭素先行地域に選定された。

本事業では、公用車への電気自動車（EV）の導入を進めるにあたり、その利用環境を整備するため、EV用充電設備を設置する。

３．事業期間

本契約締結日から令和９年３月１８日（木）までとする。

４．履行場所

度会町役場

５．設置場所

庁舎東側公用車駐車場及び保健センター東側公用車駐車場（詳細別紙1.2参照）

６．事業内容及び実施条件

（１）事業の概要

・電気自動車（ＥＶ）用普通充電設備（定格出力 5kW 以上）

庁舎東側公用車駐車場　：１台１口充電

※今後の電気自動車（EV）の増加を見据え、２台同時に充電できるよう、充電設備の増設等が可能なものとすること。

保健センター東側公用車駐車場：２台４口充電

※事業概要に示す設置台数及び充電口数は基本とするが、プロポーザルにおいて提案され、本町が採用した設備構成については、この限りでない。

（２）設置工事・電気工事　一式

基礎工事、充電器設置、電気配線工事、その他設置に係わる費用等を含む。

・既存キュービクルには予備のブレーカーがないため、キュービクル内の既存の空きスペースを利用して、新たにブレーカーを設置すること。

なお、別紙３に示す箇所には、配線用のさや管を設置している。

また、別途以下の費用も見積に含めること。

・現地までの充電器搬入運搬費　・充電器の試運転立上検査費（電気自動車への充電確認、操作説明含む。）

（３）事業の実施

ア 本仕様書及び特記仕様書に基づき実施すること。

イ 受注者は、事業の実施にあたっては、関係法令及び条例を遵守すること。

ウ 受注者は、本町と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置の下で工事を実施すること。

エ 受注者は、事業の進捗に関して、本町に対して定期的に報告を行うこと。

オ 受注者は、主任技術者を選任することとし、主任技術者と現場代理人は兼任することができる。なお、担当者を選任した時は速やかに本町に報告すること。

カ 事業の一部を下請けする場合は、あらかじめ本町に下請け業者選定報告書を提出し、本町の承諾を得ること。

キ 事業に関する本町との打合せは、随時、度会町役場で行うこと。

ク 事業の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに本町と協議を行い、指示を仰ぐこと。

７．事業計画書の提出

（１）受注者は、契約締結後７日以内に事業計画書を作成の上、本町に提出し、承諾を受けること。

（２）事業計画書には、次の事項を記載すること。

ア 検討事業内容

イ 事業遂行方針

ウ 事業工程表

エ 事業実施体制及び組織図

オ 主任技術者、現場代理人等一覧表及び経歴書

カ 協力者がある場合は、協力者の概要、担当技術者一覧表及び経歴書

キ 打合せ計画

ク その他、本町が必要とする事項

（３）前（２）に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに本町に文書で提出し、承諾を受けること。

８．契約金額

上限額：６，０００，０００円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

９．打合せ及び議事録

事業を適正かつ円滑に実施するため、受注者と本町は打合せを行い、事業方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受注者がその都度記録する。記録は、Ｗｏｒｄ形式（Ａ４縦型 横書き）で速やかに作成し、相互に確認した上で、議事録として本町へ提出すること。

１０．仕様

（１）全般に係る事項

ア 役場庁舎のデザインとの調和、既存設備との連携を考慮し、実現可能な機器レイアウトとすること。

イ 具体的なシステム提案、消費電力の効率性、実施体制などを記載し提案すること。ただし、実現可能で高効率のものに限るものとする。

ウ　事業に係る電気自動車用普通充電器は庁舎東側公用車駐車場に１台１口充電※1および保健センター東側公用車駐車場に２台４口充電を設けるものとする。

※1 今後の電気自動車（EV）の増加を見据え、２台同時に充電できるよう、充電設備の増設が可能なものとすること。

エ 電気自動車用普通充電器は新品に限る。

（２）実施体制、人員配置等以下の条件を有した体制の整備及び担当者の配置を行うこと。

ア 工事に係る必要な知識及び技能を有し、法令により必要となる資格を有する現場代理人及び主任技術者を配置するとともに、各工事を担当する専門技術者など必要な体制を整えること。

（３）設置スケジュール、周辺への配慮などの事項

ア 設置に当たっては、設置する機器の仕様、作業スケジュール、作業方法等について、事前に本町及び電力系統への逆潮流が発生する恐れなどを考慮し、関係企業等と協議の上、承諾を得てから実施すること。

イ 効率的な作業スケジュールを組み、内容を明確にすること。工程や作業時間、設置方法等については、本町、関係企業等と事前に十分な協議を行った上で、円滑な設置に努めること。

ウ 機器の設置については、本町の通常の工事に支障とならない工程、方法とすること。

エ 設置期間中に発生した既存構造物・設備などの汚れ及び破損・物損は受注者の責任において原状復旧すること。

オ 設置期間中、近隣建物に配慮した十分な安全、騒音、振動等の対策を講じること。万一、設置により第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において対処すること。

カ 設置に際し、必要となる関係官公署その他への手続き等については、受注者が速やかに行うこと。

キ 既存建物や設備に極力影響を与えない設備とし、社会情勢の急激な変化等の想定外の事態を除き、請負金額等に変更が生じないこと。

ク 設置は建物の強度に配慮して実施するものとし、壁・梁を貫通する場合や支障となる既設機器類・配管類の移設・迂回は極力行わないよう努めるとともに、やむを得ず必要な場合は、本町と協議し、承諾を得てから施工すること。ただし、企画提案書の提案以外の手法により設置費用が増加する場合は、受注者の負担により実施するものとする。また、設置にあたり、各種法令に基づき必要となる設備等は、受注者が設置するものとし、その費用は事業費に含むことができる。ただし、やむを得ない事情を除き、企画提案時の見積もりに含むものに限る。

ケ 受注者は協力企業等に対し、設置目的物及び設置材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準じるものを含む。）への加入を義務付けるものとする。

コ 設置完了後の完成検査に合格しないときは、直ちに手直し等の措置を講ずること。

サ その他、疑義のある場合は、事前に本町と協議を行い、事業を進めること。

１１．費用負担

図面作成、配線、支障移設等を含めた充電設備等の設置に要する費用は、本町の責めに帰すべき事由によるもの、仕様書等において本町が負担することを特に明記しているものを除き、受注者の負担とする。

１２．その他

（１）受注者が工事を再委託する場合は、本町内に本店又は支店、営業所を有する業者を積極的に活用する等、地域経済の活性化に貢献すること。

（２）受注者は本工事により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

（３）充電設備等の品質が契約内容に適合しないものであった場合の対応に要する費用は、受注者負担とするものとする。

以　上